第百五十四回国会 参議院議院運営委員会会議録第十三号

平成十四年三月二十九日（金曜日）
午後二時九分開会

委員の異動
三月二十九日
辞任　西銘順志郎君　加藤　修一君
補欠選任　森元　恒雄君　山本　香苗君

出席者は左のとおり。

委員長　山崎　正昭君
理事　岩城　光英君　溝手　顕正君　森山　裕君　郡司　彰君　簗瀬　進君　荒木　清寛君　畑野　君枝君　松岡滿壽男君
委員　大仁田　厚君　小斉平敏文君　小林　温君　鶴保　庸介君　野上浩太郎君　南野知惠子君　松山　政司君　森元　恒雄君　榛葉賀津也君　福山　哲郎君　藤井　俊男君　本田　良一君　沢　たまき君　山本　香苗君
議長　井上　裕君
副議長　本岡　昭次君
衆議院議員　議院運営委員長　鳩山　邦夫君
事務局側　事務総長　川村　良典君　事務次長　石堂　武昭君　議事部長　阿部　隆洋君　委員部長　和田　征君　記録部長　山口　俊史君　警務部長　中村　嘉壽君　庶務部長　大場　敏彦君　管理部長　高山　達郎君　国際部長　中村　雄二君
衆議院法制局側　法制企画調整部長　郡山　芳一君
国立国会図書館側　館長　戸張　正雄君　総務部長　大滝　則忠君

本日の会議に付した案件
○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する等の法律案（衆議院提出）
○国立国会図書館法の一部を改正する法律案（衆議院提出）
○参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件
○国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正に関する件
○国立国会図書館複写規程の制定に関する件
○国立国会図書館組織規程の制定に関する件
○国立国会図書館職員定員規程の一部改正に関する件
○国立国会図書館職員倫理規程の一部改正に関する件
○本日の本会議の議事に関する件

○**委員長（山崎正昭君）**　ただいまから議院運営委員会を開会いたします。

まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

提出者衆議院議院運営委員長鳩山邦夫君から趣旨説明を聴取いたします。

○**衆議院議員（鳩山邦夫君）**　ただいま議題となりました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する等の法律案について、提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

我が国の現下の経済情勢、財政状況は非常に厳しく、また、本格的な構造改革のスタートにより、経済、社会、国民生活への多大な影響が見込まれております。本法律案は、こうした我が国の置かれている状況にかんがみ、各党が熱心な協議を行い、合意を得たものであります。

その主な内容は、まず第一に、議長、副議長及び議員の歳費月額を、本年四月一日から明年の三月三十一日までの間、一割削減することであります。

これに伴い、副大臣等が給与の一部に相当する額を国庫に返納することができるよう措置することといたしました。

第二に、二十五年以上在職し、表彰の議決があった者が月額三十万円を受ける永年在職表彰議員特別交通費の制度を廃止することでございます。

これらの施行期日は、本年四月一日からといたしました。

第三に、五十年以上在職し、表彰の議決があった者に年額五百万円の功労年金を支給することを規定した憲政功労年金法を廃止し、関係する法律を整備しようとするもので、その施行期日は、平成十五年一月一日からといたしました。

本法律案は、去る二十六日の衆議院議院運営委員会において、全会一致で委員会提出の法律案と決定し、同日の本会議において可決した次第であります。

何とぞ、御審議の上、御賛同をお願い申し上げます。

○**委員長（山崎正昭君）**　本案に対し、意見開陳の申し出がございます。畑野君枝君。

○**畑野君枝君**　私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました件について意見表明をいたします。

永年在職表彰議員に対する特別交通費や憲政功労年金法などの特典廃止は、我が党が一貫して主張してきたものであり、当然でございます。

また、国会議員の歳費が国民に納得される妥当な額とすべきことも当然であります。

しかし、私たちは、構造改革を進めるために痛みを受ける国民に対して、国会議員が痛みを分かち合うなどというのは、一時のパフォーマンスであり、改革の断行を国民に押し付けるものとして許されないと考えます。

さらに、国会議員の地位の悪用や税金の私物化の横行に対する国民の批判が高まる中で、議員歳費と議員定数は少なければ少ないほど良いなどといった議論もありますが、賛成できません。このような議論は、国会を国権の最高機関として十分に機能させることと相入れず、国民主権と議会制民主主義をも台なしにするものと考えます。

憲法は、議員の資格を財産又は収入によって差別してはならないとして、議員を有資産者に限定することを厳しく禁止しています。だれでも国民の代表として議員活動ができるよう、両院の議員は法律の定めるところにより、国庫から相当の歳費を受けることを特に規定し、勤労国民の代表が国会で十分活動できるよう、議員活動を経済的に保障しています。議員の歳費等については、この憲法の精神に沿って慎重な検討が必要です。

国会議員にかかわる経費で直ちに検討すべきことは、何よりも衆参議員歳費総額の約二倍の三百十七億円も支出し、支持する政党のない人にも政党への寄附を強制する憲法違反の政党助成金制度についてこそ必要であります。自然増があっても福祉予算などを情け容赦なく削っているのに、議員が政党から受け取ることになる助成金は、国勢調査人口の増加に基づき何の検証もなく来年度から増額されることになります。こんなことは、不況の中で苦しんでいる国民に説明できるものではありません。政党助成金制度廃止の議論を今こそ開始すべきときです。

以上、私は、歳費削減については様々な問題点があり、十分な検討がなされるべきと考えます。しかし、今日の経済状況の下での国民の皆さんの感情も考慮し、今回の措置には同意することを申し上げて、意見表明とします。

○委員長（山崎正昭君）　次に、松岡満壽男君。

○松岡満壽男君　私は、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）を代表して、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する等の法律案に反対の意見を述べさせていただきます。

昨年のＫＳＤによる参議院議員の逮捕、また最近は、鈴木宗男衆議院議員外務省疑惑、加藤紘一衆議院議員元秘書口利き料疑惑及び加藤紘一衆議院議員本人の政治資金流用問題、辻元前衆議院議員秘書給与流用問題と、政治家と金にまつわる問題が次々と発覚しております。

政治家と金の問題を政治家自身が国民の範として襟を正さなければいけないときに、本法律案が提出され、衆議院で可決されました。

国会改革連絡会としては、国民の政治不信を払拭し、国会の信を問うべく、以下の事由により本法案に対し反対をするものであります。

まず最初に、歳費一年間一〇％削減は、公務員・特別職全体のバランスが問題となり、期間一年間の根拠も不明である。歳費削減をするのであれば、歳費一〇％削減期間を延長し、公務員・特別職全体のバランスを考え、公務員給与体系を見直すべきである。

二つ目に、歳費一年間一〇％削減は改革ではなく、その場しのぎのこそくな姿勢であり、国民はだれも評価をしないと思います。国会が範を示すのであれば、まず国会議員の定数削減に取り組み、二院制の役割分担、国会運営の改善、公設秘書の問題を早急に協議、対応すべきであると考えます。

永年在職議員特別交通費の廃止及び憲政功労年金の廃止については、もとより賛成でありますけれども、本法案に一括されておりますので、残念ながら反対せざるを得ません。

以上であります。

○委員長（山崎正昭君）　それでは、これより採決を行います。

本案に賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（山崎正昭君）　多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎正昭君）　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（山崎正昭君）　次に、国立国会図書館法の一部を改正する法律案を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長（川村良典君）　便宜私から御説明申し上げます。

本案は、国立国会図書館の中央の図書館に関西館を置くこととするとともに、電子ジャーナル等インターネットを通じて閲覧の提供を受けた情報に関する規定及び複写事務の委託に関する規定等の整備を行おうとするものであります。

なお、この法律は、平成十四年四月一日から施行することといたしておりますが、このうち、複写事務の委託に係る部分につきましては、同年十月一日から施行することといたしております。

○委員長（山崎正昭君）　これより採決を行います。

本案に賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（山崎正昭君）　全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎正昭君）　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（山崎正昭君）　次に、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長（川村良典君）　御説明申し上げます。

本件は、事務局職員の定員を一名減らし、千二百七十七人に改めようとするものであります。

以上でございます。

○委員長（山崎正昭君）　本件につきましては、ただいまの事務総長説明のとおり改正することに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（山崎正昭君）　多数と認めます。よって、さよう決定いたしました。

○委員長（山崎正昭君）　次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長（川村良典君）　御説明申し上げます。

本件は、歳費法の改正により永年在職表彰議員特別交通費の制度が廃止されることに伴いまして、特別交通費の支給日及び特別交通費を支給しない者を指定する規定を削除すること等を内容とするものでございます。

以上でございます。

○委員長（山崎正昭君）　本件につきましては、ただいまの事務総長説明のとおり改正することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎正昭君）　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（山崎正昭君）　次に、国立国会図書館複写規程の制定に関する件、国立国会図書館組織規程の制定に関する件、国立国会図書館職員定員規程の一部改正に関する件及び国立国会図書館職員倫理規程の一部改正に関する件、以上四件を一括して議題といたします。

図書館長の説明を求めます。

○国立国会図書館長（戸張正雄君）　順次御説明申し上げます。

第一に、国立国会図書館複写規程の制定に関する件でありますが、これは、ただいま御決定いただきました国立国会図書館法の一部改正のうち、複写事務の委託に関する規定等の整備に伴い、その細部を規定しようとするものであります。

第二に、国立国会図書館組織規程の制定に関する件でありますが、これは、ただいま御決定いただきました国立国会図書館法の一部改正のうち、関西館の設置等に関する規定の整備に伴い、国立国会図書館の組織の再編成を行おうとするものであります。

第三に、国立国会図書館職員定員規程の一部改

正に関する件でありますが、これは、国立国会図書館職員の定員を五十人増やし、九百十八人としようとするものであります。

第四に、国立国会図書館職員倫理規程の一部改正に関する件でありますが、これは、株取引等報告に関する規定の整備を行おうとするものであります。

なお、これらの諸規程は、平成十四年四月一日から施行することといたしておりますが、このうち、複写事務の委託に係る部分につきましては、同年十月一日から施行することといたしております。

以上でございます。

○**委員長(山崎正昭君)**　ただいま説明の四件につきましては、図書館長説明のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長(山崎正昭君)**　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○**委員長(山崎正昭君)**　次に、本日の本会議の議事に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○**事務総長(川村良典君)**　御説明申し上げます。

本日の議事は、最初に、日程第一について、災害対策特別委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第二及び第三を一括して議題とした後、総務委員長が報告されます。採決は、二回に分けて行います。

次に、日程第四について、法務委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第五及び第六を一括して議題とした後、外交防衛委員長が報告されます。採決は、二回に分けて行います。

次に、日程第七及び第八を一括して議題とした後、厚生労働委員長が報告されます。採決は、二回に分けて行います。

次に、日程第九について、経済産業委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第一〇ないし第一二を一括して議題とした後、財政金融委員長が報告されます。採決は、二回に分けて行います。まず、日程第一〇及び第一一を一括して採決し、次いで、日程第一二を採決いたします。

次に、日程第一三及び第一四を一括して議題とした後、国土交通委員長が報告されます。採決は、二回に分けて行います。

次に、本日委員会議了の沖縄振興特別措置法案の緊急上程でございます。まず、本案を日程に追加して議題とすることを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、沖縄及び北方問題に関する特別委員長が報告された後、採決いたします。

次に、先ほど本委員会を議了いたしました国会議員歳費法等改正案及び国立国会図書館法改正案の緊急上程でございます。まず、両案を日程に追加して一括して議題とすることを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、議院運営委員長が報告されます。採決は、二回に分けて行います。

なお、以上の議案の採決は、いずれも押しボタン式投票をもって行います。

最後に、先ほど本委員会において御決定のありました参議院事務局職員定員規程改正案について起立採決いたします。

以上をもちまして本日の議事を終了いたします。その所要時間は約四十分の見込みでございます。

○**委員長(山崎正昭君)**　ただいまの事務総長説明のとおり、本日の本会議の議事を進めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長(山崎正昭君)**　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

暫時休憩いたします。

午後二時二十三分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

〔参照〕

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する等の法律案要綱

一　国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正

1　永年在職表彰議員特別交通費の制度を廃止すること。

（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第十条関係）

2　歳費月額の削減

議長、副議長及び議員の歳費月額は、歳費法第一条及び国会法第三十五条の規定にかかわらず、平成十五年三月三十一日までの間は、一割減額した額とすること。

（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律附則第九項関係）

二　憲政功労年金法の廃止

憲政功労年金法を廃止すること。

三　施行期日等

1　この法律は、平成十四年四月一日から施行すること。ただし、二は、平成十五年一月一日から施行すること。

2　副大臣等が給与の一部に相当する額を国庫に返納できるよう特別職の職員の給与に関する法律について所要の改正を行うこと。

3　その他所要の改正を行うこと。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する等の法律案

（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正）

第一条　国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第十条を削り、第十条の二を第十条とする。

第十一条中「、第三条から第六条まで及び第九条第二項の規定は第十条の永年在職表彰議員特別交通費について」を削る。

附則に次の一項を加える。

議長、副議長及び議員の歳費月額は、第一条及び国会法第三十五条の規定にかかわらず、平成十五年三月三十一日までの間は、第一条に規定する額に百分の九十を乗じて得た額とする。

（憲政功労年金法の廃止）

第二条　憲政功労年金法（昭和二十九年法律第百七十四号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第三項の規定は、平成十五年一月一日から施行する。

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

2　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第七号の二中「別表第一において」を「以下」に改める。

附則第四項中「又は国務大臣」を「、国務大臣、内閣官房副長官、常勤の内閣総理大臣補佐官、副大臣、副長官、大臣政務官又は長官政務官」に改める。

（内閣府設置法の一部改正）

3　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第五十四号を次のように改める。

五十四　削除

理　由

議長、副議長及び議員の歳費月額について、平成十五年三月三十一日までの間、一割削減した額とするとともに、永年在職表彰議員特別交通費及び憲政功労年金の制度を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する等の法律案　新旧対照表（傍線の部分は改正部分）

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）（第一条関係）

改正案	現行
（削除）	第十条　国会議員として二十五年以上在職し、かつ、憲政上特に功績顕著な者として、衆議院又は参議院において表彰の議決があった国会議員（以下「永年在職表彰議員」という。）は、永年在職表彰議員特別交通費として月額三十万円を受ける。 2　永年在職表彰議員は、表彰の議決があった当月分（各議院の議院運営委員会が、議院において永年在職表彰議員として表彰の議決がなされるまでの間に国会の閉会その他特別の事情があると認めた上で、議院において当該表彰の議決をすべきものと決定した永年在職表彰議員については、当該議院運営委員会の決定があった当月分）から永年在職表彰議員特別交通費を受ける。 3　永年在職表彰議員が、各議院の議長又は副議長その他両議院の議長が協議して定める者であるときは、両議院の議長が協議して定めるところにより、その者には、前二項の規定にかかわらず、永年在職表彰議員特別交通費を支給しない。
第十条　［特殊乗車券等］（略）	第十条の二　［特殊乗車券等］（略）
第十一条　第三条から第六条までの規定は第九条の文書通信交通滞在費について、第九条第二項の規定は第八条の二の議会雑費並びに前条第一項の特殊乗車券及び航空券について準用する。	第十一条　第三条から第六条までの規定は第九条の文書通信交通滞在費について、第三条から第六条まで及び第九条第二項の規定は第十条の永年在職表彰議員特別交通費について、第九条第二項の規定は第八条の二の議会雑費並びに前条第一項の特殊乗車券及び航空券について準用する。
附　則	附　則
①～⑧　（略）	①～⑧　（略）
⑨　議長、副議長及び議員の歳費月額は、第一条及び国会法第三十五条の規定にかかわらず、平成十五年三月三十一日までの間は、第一条に規定する額に百分の九十を乗じて得た額とする。	

○特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（附則第二項関係）

改正案	現行
（目的及び適用範囲） 第一条　この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。 一～七　（略） 七の二　副大臣及び法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている各庁の副長官（以下「副長官」という。） 八～三十一　（略） 附　則 1～3　（略） 4　当分の間、内閣総理大臣、国務大臣、内閣官房副長官、常勤の内閣総理大臣補佐官、副大臣、副長官、大臣政務官又は長官政務官がこの法律の規定に基づいて支給された給与の一部に相当する額を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十九条の二の規定は、適用しない。	（目的及び適用範囲） 第一条　この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。 一～七　（略） 七の二　副大臣及び法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている各庁の副長官（別表第一において「副長官」という。） 八～三十一　（略） 附　則 1～3　（略） 4　当分の間、内閣総理大臣又は国務大臣がこの法律の規定に基づいて支給された給与の一部に相当する額を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十九条の二の規定は、適用しない。

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（附則第三項関係）

改正案	現行
（所掌事務） 第四条　（略） 2　（略） 3　前二項に定めるもののほか、内閣府は、	（所掌事務） 第四条　（略） 2　（略） 3　前二項に定めるもののほか、内閣府は、

前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五十三　（略）

五十四　削除

五十五～六十一　（略）

国立国会図書館法の一部を改正する法律案要綱

第一　関西館に関する事項

一　中央の図書館に、関西館を置くこと。

（第十六条の二第一項関係）

二　関西館の位置及び所掌事務は、館長が定めること。

（第十六条の二第二項関係）

三　関西館に関西館長一人を置き、国立国会図書館の職員のうちから、館長がこれを任命すること。

（第十六条の二第三項関係）

四　関西館長は、館長の命を受けて、関西館の事務を掌理すること。

（第十六条の二第四項関係）

第二　一般公衆及び公立その他の図書館に対する奉仕に関する事項

一　インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて閲覧の提供を受けた図書館資料と同等の内容を有する情報を、一般公衆の使用及び研究の用に供すること。

（第二十一条第一項第一号関係）

二　館長は、国立国会図書館の収集資料又は一の情報の複写を行った場合には、実費を勘案して定める額の複写料金を徴収することができること。

（第二十一条第二項関係）

三　館長は、二の複写に関する事務の一部を、営利を目的としない法人に委託することができること。この委託を受けた法人から複写物の引渡しを受ける者は、当該法人に対し、二の複写料金を支払わなければならないこと。

（第二十一条第三項及び第四項関係）

四　三により複写に関する事務の委託を受けた法人は、複写物の引渡しを受けた者から収受した複写料金を自己の収入とし、委託に係る複写に関する事務に要する費用を負担しなければならないこと。

（第二十一条第五項関係）

五　その他所要の規定の整備を行うこと。

（第九章関係）

第三　収集資料に関する事項

一　図書及びその他の図書館資料の収集方法について所要の改正を行うこと。

二　その他所要の規定の整備を行うこと。

第四　施行期日等

一　この法律は、平成十四年四月一日から施行すること。ただし、第二の三及び四は、同年十月一日から施行すること。

（附則第一項関係）

二　国会職員法について、所要の改正を行うこと。

（附則第二項関係）

国立国会図書館法の一部を改正する法律案

国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第六章の次に次の一章を加える。

第六章の二　関西館

第十六条の二　中央の図書館に、関西館を置く。

関西館の位置及び所掌事務は、館長が定める。

関西館に関西館長一人を置き、国立国会図書館の職員のうちから、館長がこれを任命する。

関西館長は、館長の命を受けて、関西館の事務を掌理する。

「第八章　その他の図書及び一般公衆に対する奉仕」を「第八章　一般公衆及び公立その他の図書館に対する奉仕」に改める。

第二十一条中「奉仕及び収集資料」を「図書館奉仕」に、「日本国民に」を「日本国民が」に、「利用させる」を「享受することができるようにしなければならない」に改め、同条第一号中「館長の定める諸規程に従い、図書館の収集資料を国立国会図書館」を「館長の定めるところにより、国立国会図書館の収集資料及びインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて閲覧の提供を受けた図書館資料と同等の内容を有する情報を、国立国会図書館の」に、「陳列」を「展示」に改め、同条に次の四項を加える。

館長は、前項第一号に規定する複写を行った場合には、実費を勘案して定める額の複写料金を徴収することができる。

館長は、その定めるところにより、第一項第一号に規定する複写に関する事務の一部（以下「複写事務」という。）を、営利を目的としない法人に委託することができる。

前項の規定により複写事務の委託を受けた法人から複写物の引渡しを受ける者は、当該法人に対し、第二項に規定する複写料金を支払わなければならない。

第三項の規定により複写事務の委託を受けた法人は、前項の規定により収受した複写料金を自己の収入とし、委託に係る複写事務に要する費用を負担しなければならない。

「第九章　蒐集資料」を「第九章　収集資料」に改める。

第二十三条中「蒐集資料として」を「収集資料として」に、「購入、納本、寄贈、遺贈若しくは交換」を「、次章及び第十一章の規定による納入によるほか、購入、寄贈、交換、遺贈その他の方法」に、「受入する」を「収集する」に、「交換用に利用し」を「交換の用に供し」に改める。

附　則

1　この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第二十一条に四項を加える改正規定中同条第三項から第五項までに係る部分は、同年十月一日から施行する。

2　国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中「局長、部長及び国際子ども図書館長」を「館長が指名する部局の長、関西館長及び国際子ども図書館長」に改める。

理　由

国立国会図書館の図書館奉仕の充実及び効率化を図るため、関西館を設置することとするとともに、インターネット等を通じて閲覧の提供を受けた図書館資料と同等の内容を有する情報を用いた図書館奉仕の提供及び複写事務の委託に関する規定等を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国立国会図書館法の一部改正（新旧対照表）

国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）

改正案	現行
第六章の二　関西館	
第十六条の二　中央の図書館に、関西館を置く。	

② 関西館の位置及び所掌事務は、館長が定める。

③ 関西館に関西館長一人を置き、国立国会図書館の職員のうちから、館長がこれを任命する。

④ 関西館長は、館長の命を受けて、関西館の事務を掌理する。

第八章　一般公衆及び公立その他の図書館に対する奉仕

第二十一条　国立国会図書館の図書館奉仕は、直接に又は公立その他の図書館を経由して、両議院、委員会及び議員並びに行政及び司法の各部門からの要求を妨げない限り、日本国民がこれを最大限に享受することができるようにしなければならない。この目的のために、館長は次の権能を有する。

一　館長の定めるところにより、国立国会図書館の収集資料及びインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて閲覧の提供を受けた図書館資料と同等の内容を有する情報を、国立国会図書館の建物内で若しくは図書館相互間の貸出しで、又は複写若しくは展示によって、一般公衆の使用及び研究の用に供する。かつ、時宜に応じて図書館奉仕の改善上必要と認めるその他の奉仕を提供する。

二～四　（略）

② 館長は、前項第一号に規定する複写を行った場合には、実費を勘案して定める額の複写料金を徴収することができる。

③ 館長は、その定めるところにより、第一項第一号に規定する複写に関する事務の一部（以下「複写事務」という。）を、営利を目的としない法人に委託することができる。

④ 前項の規定により複写事務の委託を受けた法人から複写物の引渡しを受ける者は、当該法人に対し、第二項に規定する複写料金を支払わなければならない。

⑤ 第三項の規定により複写事務の委託を受けた法人は、前項の規定により収受した複写料金を自己の収入とし、委託に係る複写事務に要する費用を負担しなければならない。

第九章　収集資料

第二十三条　館長は、国立国会図書館の収集資料として、図書及びその他の図書館資料を、次章及び第十一章の規定による納入によるほか、購入、寄贈、交換、遺贈その他の方法によって、又は行政及び司法の各部門からの移管によって収集することができる。行政及び司法の各部門の長官は、その部門においては必ずしも必要としないが、館長が国立国会図書館においての使用には充て得ると認める図書及びその他の図書館資料を国立国会図書館に移管することができる。館長は、国立国会図書館では必ずしも必要としない図書及びその他の図書館資料を、行政若しくは司法の各部門に移管し、又は交換の用に供し、若しくは処分することができる。

国会職員法の一部改正（新旧対照表）

国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）

改正案

第三十六条　国立国会図書館に設ける国会職員考査委員会の委員長は、国立国会図書館の館長、その委員には、国立国会図書館の副館長、館長が指名する部局の長、関西館長及び国際子ども図書館長、各議院事務局の事務総長及び事務次長並びに各議院法制局の法制局長及び法制次長が、これに当たる。

現行

第三十六条　国立国会図書館に設ける国会職員考査委員会の委員長は、国立国会図書館の館長、その委員には、国立国会図書館の副館長、局長、部長及び国際子ども図書館長、各議院事務局の事務総長及び事務次長並びに各議院法制局の法制局長及び法制次長が、これに当たる。

第八章　その他の図書館及び一般公衆に対する奉仕

第二十一条　国立国会図書館の奉仕及び収集資料は、直接に又は公立その他の図書館を経由して、両議院、委員会及び議員並びに行政及び司法の各部門からの要求を妨げない限り、日本国民にこれを最大限に利用させる。この目的のために、館長は次の権能を有する。

一　館長の定める諸規程に従い、図書館の収集資料を国立国会図書館建物内で若しくは図書館相互間の貸出しで、又は複写若しくは陳列によって、一般公衆の使用及び研究の用に供する。かつ、時宜に応じて図書館奉仕の改善上必要と認めるその他の奉仕を提供する。

二～四　（略）

第九章　蒐集資料

第二十三条　館長は、国立国会図書館の蒐集資料として図書及びその他の図書館資料を購入、納本、寄贈、遺贈若しくは交換によって、又は行政及び司法の各部門からの移管によって受入することができる。行政及び司法の各部門の長官は、その部門においては必ずしも必要としないが、館長が国立国会図書館においての使用には充て得ると認める図書及びその他の図書館資料を国立国会図書館に移管することができる。館長は、国立国会図書館では必ずしも必要としない図書及びその他の図書館資料を、行政若しくは司法の各部門に移管し、又は交換用に利用し、若しくは処分することができる。

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程(案)

参議院事務局職員定員規程(昭和三十三年三月三十一日議決)の一部を次のように改正する。

第一条中「千二百七十八人」を「千二百七十七人」に改める。

附　則

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案新旧対照表

○参議院事務局職員定員規程(昭和三十三年三月三十一日議決)(抄)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
第一条　参議院事務局職員(事務総長、休職者、派遣国会職員、育児休業をしている職員及び非常勤職員を除く。)の定員は、千二百七十七人とする。	第一条　参議院事務局職員(事務総長、休職者、派遣国会職員、育児休業をしている職員及び非常勤職員を除く。)の定員は、千二百七十八人とする。

国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部を改正する規程案

国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程(昭和二十二年七月十一日両院議長協議決定)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「次条第一項及び第十一条の三第一項において」を削る。

第十一条の三及び第十一条の四を削る。

第十二条中「第二条及び第十条から第十一条の三まで」を「第十条及び第十一条」に改める。

第十四条中「法」を「国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号。以下「法」という。)」に改める。

附　則

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部を改正する規程案　新旧対照表(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
第十一条　議会雑費は、毎月末日(四月又は十二月にあつては、これらの月の二十五日。以下同じ。)に前月の十六日から当月の十五日までの分を支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日に支給する。	第十一条　議会雑費は、毎月末日(四月又は十二月にあつては、これらの月の二十五日。以下次条第一項及び第十一条の三第一項において同じ。)に前月の十六日から当月の十五日までの分を支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日に支給する。

第二条の規定は、議会雑費についてこれを準用する。

(削除)

(削除)

第二条の規定は、議会雑費についてこれを準用する。

第十一条の三　永年在職表彰議員特別交通費は、毎月末日にこれを支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日に支給する。

第二条及び第三条の規定は、永年在職表彰議員特別交通費について準用する。

第十一条の四　国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号。以下「法」という。)第十条第三項に規定する両議院の議長が協議して定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一　各議院の議長、副議長、仮議長、常任委員長若しくは特別委員長又は参議院の調査会長

二　裁判官訴追委員会の委員長又は裁判官弾劾裁判所の裁判長

三　内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、常勤の内閣総理大臣補佐官、副大臣(法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている各庁の副長官を含む。)又は大臣政務官(長官政務官を含む。)

四　前各号に掲げる者のほか、衆議院にあつては衆議院議長、参議院にあつては参議院議長が指定する者

法第十条第一項の永年在職表彰議員が、月の初日以後その月の末日(月の末日前において任期満限、辞職、退職、除名若しくは死亡又は衆議院の解散による任期終了があつた場合は、その当日)に至るまでの間引き続き前項各号に掲げる者であるときは、その月分の永年在職表彰議員特別交通費は、支給しない。同条第二項に規定する議院運営委員会の決定があつた当月分から

第十二条　第十条及び第十一条の規定は参議院の緊急集会の場合に、これを準用する。

第十四条　国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号。以下「法」という。）第十一条の二第二項前段に規定する両議院の議長が協議して定める割合は、百分の四十五とする。

永年在職表彰議員特別交通費を受けることとなる国会議員については、当該受けることとなる月分についても、同様とする。

第十二条　第二条及び第十条から第十一条の三までの規定は参議院の緊急集会の場合に、これを準用する。

第十四条　法第十一条の二第二項前段に規定する両議院の議長が協議して定める割合は、百分の四十五とする。

国立国会図書館複写規程案

（複写料金）

第一条　国立国会図書館の館長は、国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。）第二十一条第二項に規定する複写料金の額を定めたときは、官報により公示するものとする。

（委託する事務の範囲）

第二条　法第二十一条第三項の規定により委託することができる複写事務は、同条第一項第一号に規定する複写に関する事務から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十一条に規定する要件に関する審査に係る事務を除いた事務とする。

（複写事務の委託方法）

第三条　法第二十一条第三項の規定による複写事務の委託は、次の各号に掲げる事項についての条項を含む委託契約書を作成することにより行うものとする。

一　委託契約の期間及び委託契約の解除に関する事項

二　委託に係る複写事務（以下この条において「受託事務」という。）の実施方法に関する事項

三　受託事務の実施に必要な国立国会図書館の設備及び物品の使用並びに光熱水料の負担に関する事項

四　受託事務に係る収入及び支出の経理に関する事項

五　館長に対する受託事務の実施状況（前号に規定する経理を含む。）の報告に関する事項

六　受託事務の実施に際して知り得た個人を識別することができる情報の取扱いに関する事項

七　前各号に掲げるもののほか、受託事務の実施のために館長が必要と認める事項

（委任）

第四条　この規程に定めるもののほか、法第二十一条第一項第一号に規定する複写に関し必要な事項は、館長が定める。

附　則

1　この規程は、国立国会図書館法の一部を改正する法律（平成十四年法律第　　号）の施行の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、同法附則第一項ただし書に規定する日から施行する。

2　国立国会図書館図書複写規程（昭和二十八年国立国会図書館規程第三号）は、廃止する。

国立国会図書館組織規程案

目次

第一章　中央の図書館
　第一節　部局等（第一条―第八条）
　第二節　関西館（第九条）
第二章　国際子ども図書館及び支部東洋文庫（第十条・第十一条）
第三章　職員等（第十二条―第三十条）
第四章　雑則（第三十一条・第三十二条）
附則

第一章　中央の図書館

（部局等）

第一条　中央の図書館に、総務部、調査及び立法考査局、収集部、書誌部、資料提供部及び主題情報部並びに国会分館を置く。

（総務部の事務）

第二条　総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国立国会図書館（以下「館」という。）の所掌事務の総合調整に関すること。

二　機密に関すること。

三　国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。）第六条の規定による報告に関すること。

四　両議院の議院運営委員会等における館に関する審査等に係る報告又は資料の提出に関すること。

五　館長及び副館長並びに館の公印の保管並びに公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

六　館に関する法規に関すること。

七　広報に関すること。

八　館の所掌事務の実施に係る評価の総括に関すること。

九　職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事、教養及び訓練並びに福利厚生に関すること。

十　経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

十一　国有財産、債権及び物品の管理に関すること。

十二　庁舎の新営その他の営繕に関すること。

十三　庁内の管理に関すること。

十四　図書館資料に関する事務の統合的な処理のための情報システムの整備及び管理並びに情報システムに係る事務の調整に関すること。

十五　行政及び司法の各部門に対する図書館奉仕の連絡に関すること。

十六　支部図書館との連絡調整に関すること。

十七　インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて館が発信する情報を用いて行う図書館奉仕の企画及び実施の調整に関すること。

十八　法第二十一条第一項第二号に規定する地方議会及び図書館人等への援助並びに図書館及び図書館関係団体等との連絡及び協力に関すること（他の部局等の所掌に属するものを除く。）。

十九　法第二十一条第二項に規定する複写料金に関すること。

二十　法第二十一条第三項の規定による複写に関する事務の委託に関すること。

二十一　法第二十五条の二の規定による過料処分に関すること。

二十二　国立国会図書館連絡調整委員会、国立国会図書館建築委員会及び国立国会図書館建築協議会の庶務に関すること。

二十三　前各号に掲げるもののほか、館の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（調査及び立法考査局の事務）

第三条　調査及び立法考査局（以下「局」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　法第十五条各号に掲げる事務に関すること。

二　国会議員に対する図書館奉仕の提供に係る

調整に関すること。
三　法第八条に規定する法律の索引の作成及び出版その他の提供に関すること。
四　法令資料、議会資料、官庁資料、政府間国際機関資料並びに法律及び政治を主題とする図書館資料の選書に関すること。
五　館長が定める収集した官庁資料及び政府間国際機関資料の整理に関すること。
六　収集した法令資料及び議会資料並びに前号の資料に係る保管、保存及び図書館奉仕（前条第十七号に規定するものを除く。第十条第二項第五号から第七号までを除き、以下同じ。）（複写を除く。）の提供に関すること。
七　法令資料、議会資料、官庁資料、政府間国際機関資料並びに法律及び政治を主題とする図書館資料及び電子情報（インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて閲覧の提供を受けた図書館資料と同等の内容を有する情報をいう。以下同じ。）に係るレファレンス並びに書誌又は目録の作成及び提供に関すること。

（収集部の事務）

第四条　収集部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　館の蔵書の構築及び電子情報の選定に係る方針に関すること。
二　図書館資料の選書の総括に関すること。
三　図書館資料の収集に関すること。
四　条約に基づく出版物の交換その他の図書館資料の交換に関すること。
五　収集した図書館資料（以下「収集資料」という。）の管理に関すること。
六　電子情報（部局に所属する収集資料と同等の内容を有するものに限る。）の閲覧の提供を受けるための契約の締結その他の措置に関すること。
七　収集資料の保存に関する計画の策定及び実施の調整に関すること。
八　図書館資料資源の保存に関する図書館及び図書館関係団体等との連絡及び協力並びに研修に関すること。
九　製本に関すること。
十　納本制度審議会の庶務に関すること。

（書誌部の事務）

第五条　書誌部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　収集資料の整理に関すること。
二　書誌データの作成及び提供の総括に関すること。
三　書誌データの作成の標準化に関すること。
四　法第七条に規定する国内の出版物の目録又は索引の作成及び出版その他の提供に関すること。
五　収集資料及び収集した電子情報の閲覧目録の作成、維持及び管理に関すること。
六　蔵書目録の作成及び提供に関すること。
七　国内の逐次刊行物の記事、論文等の索引の作成及び提供に関すること。
八　国内における国際標準逐次刊行物番号の管理に関すること。

（資料提供部の事務）

第六条　資料提供部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　図書館奉仕（レファレンスを除く。以下この号において同じ。）の企画及び図書館奉仕に関する事務の調整に関すること。
二　部局に所属する収集資料に係る図書館奉仕の提供に関する事務の総括に関すること。
三　収集資料（他の部局等、関西館及び国際子ども図書館に所属するものを除く。）に係る保管、保存及び図書館奉仕の提供に関すること。
四　収集資料（国際子ども図書館に所属するものを除く。）の複写に関すること。
五　電子情報その他の図書館資料と同等の内容を有する情報に係る図書館奉仕の提供に関すること。

（主題情報部の事務）

第七条　主題情報部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　図書館資料及び電子情報に係るレファレンスに関すること。
二　図書館資料及び電子情報に係るレファレンスに係る事務の調整に関すること。
三　図書館資料の選書に関すること。
四　特定の主題に係る図書館資料及び電子情報又は特定の図書館資料の書誌又は目録の作成及び提供に関すること。
五　地図、憲政資料、古典籍資料その他館長が定める収集資料の整理に関すること。
六　前号の資料その他の主題情報部所属の収集資料に係る保管、保存及び図書館奉仕（複写を除く。）の提供に関すること。

（国会分館）

第八条　国会分館は、議事堂内に置く。
2　国会分館は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　国会議員及び国会職員その他の国会関係者に対する国会分館所属の収集資料に係る図書館奉仕の提供に関すること。
二　国会分館所属の収集資料の保管に関すること。

第二節　関西館

（関西館）

第九条　関西館は、京都府に置く。
2　関西館は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　館長が定める洋雑誌、科学技術関係資料、アジア及び中東の諸言語の外国語資料その他の図書館資料に係る選書、収集、管理、整理、書誌又は目録の作成及び提供、保存並びに図書館奉仕の提供に関すること。
二　障害者に対する図書館奉仕に関する調査及び研究に関すること。
三　第二条第十七号に規定する図書館奉仕に関する調査及び研究並びにその実施に関すること。
四　総合目録の作成及び提供に関すること。
五　電子情報の閲覧の提供を受けるための契約の締結その他の措置に関すること。
六　収集した電子情報の整理及び保存に関すること。
七　電子情報その他の図書館資料と同等の内容を有する情報に係る図書館奉仕の提供に関すること。
八　館長が定める主題に係る電子情報の書誌の作成及び提供に関すること。
九　図書館及び図書館情報学に関する調査及び研究並びに研修その他図書館に対する協力に関すること。
3　関西館に、次の二部（以下「関西館の部」という。）を置く。
一　資料部
二　事業部
4　資料部は、第二項第一号、第五号（契約に係るものに限る。）、第七号及び第八号に掲げる事務をつかさどる。
5　事業部は、第二項第二号から第五号（契約に係るものを除く。）まで、第六号及び第九号に掲げる事務をつかさどる。

第二章　国際子ども図書館

（国際子ども図書館）

第十条　国際子ども図書館は、東京都台東区に置く。
2　国際子ども図書館は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　国際子ども図書館の広報、庁内の管理及び情報システムに関すること。
二　児童書（法第二十二条第一項に規定する図書及びその他の図書館資料をいう。以下この項において同じ。）及びその関連資料の選書に関すること。
三　収集した児童書及びその関連資料のうちアジア及び中東の諸言語の外国語資料の整理に関すること。
四　児童書の書誌又は目録の作成及び提供に関

すること。
五　収集した児童書及びその関連資料に係る保管、保存及び図書館奉仕の提供に関すること。
六　児童書に関する図書館奉仕に関する調査及び研究並びに研修に関すること。
七　児童書に関する図書館奉仕に係る図書館及び図書館関係団体等との連絡及び協力に関すること。
（支部東洋文庫）
第十一条　財団法人東洋文庫の委託に基づき、館に、支部図書館として、支部東洋文庫を置く。
2　支部東洋文庫は、東京都文京区に置く。
3　支部東洋文庫は、館長が定める図書館資料に係る整理、保管及び図書館奉仕の提供に関する事務をつかさどる。

第三章　職員等

（職員）
第十二条　館に、館長、副館長及び専門調査員のほか、次の職員を置く。
一　司書
二　調査員
三　参事
四　前三号に掲げる職員以外の職員
（専門調査員の職務）
第十三条　専門調査員は、命を受けて、及び局の局長の指示に従い、各専門分野に係る法第十五条第一号から第三号までに掲げる事務（以下「調査」という。）のうち重要なものをつかさどる。
（司書の職務）
第十四条　司書は、命を受けて、図書館資料に係る収集、整理、保管、保存、図書館奉仕の提供等に関する事務をつかさどる。
（調査員の職務）
第十五条　調査員は、命を受けて、局の所掌事務をつかさどる。
（参事の職務）
第十六条　参事は、命を受けて、総務部の所掌事務又は関西館の管理運営等に関する事務をつかさどる。
（第十二条第四号の職員の職務）
第十七条　第十二条第四号に掲げる職員は、命を受けて、事務に従事する。
（局長及び次長）
第十八条　局に、局長及び次長を置く。
2　局長は、命を受けて、局の所掌事務を掌理する。
3　次長は、局長を助けて、局の所掌事務を整理する。
（部長）
第十九条　部及び関西館の部に、部長を置く。
2　部長は、命を受けて、部又は関西館の部の所掌事務を掌理する。
（副部長）
第二十条　部に、副部長若干人を置くことができる。
2　副部長は、部長を助けて、部の所掌事務を整理する。
（司書監）
第二十一条　部に、司書監若干人を置くことができる。
2　司書監は、命を受けて、部の所掌事務に関する重要事項の企画及び調整に参画し、その一部を総括整理し、又は特に命じられた事務をつかさどる。
（主幹）
第二十二条　局に、主幹若干人を置く。
2　主幹は、命を受けて、局の所掌事務に関する重要事項の企画及び調整に参画し、その一部を総括整理し、又は特に命じられた事項の調査をつかさどる。
（分館長）
第二十三条　国会分館に、分館長を置く。
2　分館長は、命を受けて、国会分館の所掌事務を掌理する。
（関西館長）
第二十四条　法第十六条の二第三項の関西館長は、司書のうちから命ずる。
（国際子ども図書館長）
第二十五条　法第二十二条第二項の国際子ども図書館長は、司書のうちから命ずる。
（支部東洋文庫長）
第二十六条　支部東洋文庫に、支部東洋文庫長を置く。
2　支部東洋文庫長は、命を受けて、支部東洋文庫の所掌事務を掌理する。
（課及び課長）
第二十七条　局、部、国会分館、関西館、関西館の部及び国際子ども図書館に、課を置く。
2　課に、課長を置く。
3　課長は、命を受けて、課の所掌事務を掌理する。
（主任司書）
第二十八条　部、国会分館、関西館又は国際子ども図書館に、主任司書若干人を置くことができる。
2　主任司書は、命を受けて、部、国会分館、関西館若しくは国際子ども図書館の所掌事務に関する特定事項の企画及び調整に参画し、又は特に命じられた事務をつかさどる。
（主任調査員）
第二十九条　局に、主任調査員若干人を置く。
2　主任調査員は、命を受けて、局の所掌事務に関する特定事項の企画及び調整に参画し、又は特に命じられた事項の調査をつかさどる。
（主任参事）
第三十条　総務部に、主任参事若干人を置く。
2　主任参事は、命を受けて、総務部の所掌事務に関する特定事項の企画及び調整に参画し、又は特に命じられた事務をつかさどる。

第四章　雑則

（行政及び司法の各部門の支部図書館）
第三十一条　行政及び司法の各部門の支部図書館の運営の方法及び制度については、別に定めるところによる。
（組織の細目）
第三十二条　法及びこの規程に定めるもののほか、組織の細目は、館長が定める。

附　則

1　この規程は、国立国会図書館法の一部を改正する法律（平成十四年法律第　号）の施行の日から施行する。ただし、第二条第二十号の規定は、同法附則第一項ただし書に規定する日から施行する。
2　国立国会図書館組織規程（昭和六十一年国立国会図書館規程第一号）は、廃止する。

国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程案

国立国会図書館職員定員規程（昭和三十三年国立国会図書館規程第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「八百六十八人」を「九百十八人」に改める。

附　則

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程（新旧対照表）

国立国会図書館職員定員規程（昭和三十三年国立国会図書館規程第一号）

改正案	現行
国立国会図書館職員（館長、副館長、休職者、派遣国会職員、育児休業をしている職員及び非常勤職員を除く。）の定員は、九百十八人とする。	国立国会図書館職員（館長、副館長、休職者、派遣国会職員、育児休業をしている職員及び非常勤職員を除く。）の定員は、八百六十八人とする。

国立国会図書館職員倫理規程の一部を改正する規程案

国立国会図書館職員倫理規程（平成十二年国立国会図書館規程第五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「（端株券を含む。）」及び「を表示する証券若しくは」を削り、「転換社債券又は新株引受権付社債券」を「新株予約権証券又は新株予約権付社債券」に改める。

附　則

1　この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

2　商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第百二十八号）附則第七条第一項の規定により従前の例によることとされる場合における新株引受権証券、転換社債券又は新株引受権付社債券についての国立国会図書館職員倫理規程の規定の適用については、この規程の施行後も、なお従前の例による。

3　この規程（「（端株券を含む。）」を削る改正規定に限る。）による改正後の国立国会図書館職員倫理規程の規定は、平成十七年三月一日以後に提出される株取引等報告書について適用し、同日前に提出される株取引等報告書については、なお従前の例による。

国立国会図書館職員倫理規程の一部改正（新旧対照表）

国立国会図書館職員倫理規程（平成十二年国立国会図書館規程第五号）

改正案	現行
（株取引等の報告） 第六条　副部長級以上の職員は、前年において行った株券等（株券、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券をいう。以下この項において同じ。）の取得又は譲渡（副部長級以上の職員である間に行ったものに限る。以下「株取引等」という。）について、当該株取引等に係る株券等の種類、銘柄、数及び対価の額並びに当該株取引等の年月日を記載した株取引等報告書を、毎年、三月一日から同月三十一日までの間に、館長に提出しなければならない。 2　（略）	（株取引等の報告） 第六条　副部長級以上の職員は、前年において行った株券等（株券（端株券を含む。）、新株引受権を表示する証券若しくは証書、転換社債券又は新株引受権付社債券をいう。以下この項において同じ。）の取得又は譲渡（副部長級以上の職員である間に行ったものに限る。以下「株取引等」という。）について、当該株取引等に係る株券等の種類、銘柄、数及び対価の額並びに当該株取引等の年月日を記載した株取引等報告書を、毎年、三月一日から同月三十一日までの間に、館長に提出しなければならない。 2　（略）

三月二十九日（金）の議事予定

日程第一　豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

日程第二　恩給法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第三　放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第四　裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第五　二千五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第六　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第七　戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第八　平成十四年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第九　自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一〇　平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一一　租税特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一二　関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一三　都市再開発法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一四　都市再生特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

（緊急上程予定）

沖縄振興特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する等の法律案（衆議院提出）

国立国会図書館法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

三月二十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する等の法律案（衆）

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する等の法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する等の法律

（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正）

第一条　国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第十条を削り、第十条の二を第十条とする。

第十一条中「、第三条から第六条まで及び第九条第二項の規定は第十条の永年在職表彰議員特別交通費について」を削る。

附則に次の一項を加える。

議長、副議長及び議員の歳費月額は、第一条及び国会法第三十五条の規定にかかわらず、平成十五年三月三十一日までの間は、第一条に規定する額に百分の九十を乗じて得た額とする。

（憲政功労年金法の廃止）

第二条　憲政功労年金法（昭和二十九年法律第百七十四号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第三項の規定は、平成十五年一月一日から施行する。

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

2　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第七号の二中「別表第一において」を「以下」に改める。

附則第四項中「又は国務大臣」を「、国務大臣、内閣官房副長官、常勤の内閣総理大臣補佐

官、副大臣、副長官、大臣政務官又は長官政務官」に改める。

（内閣府設置法の一部改正）

3　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第五十四号を次のように改める。

五十四　削除

平成十四年四月二日印刷　平成十四年四月三日発行　参議院事務局　印刷者　財務省印刷局　B